

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

令和 8 年 3 月 31 日までに追納する場合の保険料額

〔月額〕

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成27年 4月～平成28年 3月分	15,930 円	11,950 円	7,960 円	3,990 円
平成28年 4月～平成29年 3月分	16,600 円	12,450 円	8,300 円	4,150 円
平成29年 4月～平成30年 3月分	16,820 円	12,620 円	8,400 円	4,200 円
平成30年 4月～平成31年 3月分	16,650 円	12,480 円	8,330 円	4,160 円
平成31年 4月～令和 2年 3月分	16,710 円	12,530 円	8,350 円	4,170 円
令和 2年 4月～令和 3年 3月分	16,820 円	12,610 円	8,410 円	4,200 円
令和 3年 4月～令和 4年 3月分	16,860 円	12,650 円	8,420 円	4,210 円
令和 4年 4月～令和 5年 3月分	16,740 円	12,550 円	8,360 円	4,190 円
令和 5年 4月～令和 6年 3月分	16,520 円	12,390 円	8,260 円	4,130 円
令和 6年 4月～令和 7年 3月分	16,980 円	12,730 円	8,490 円	4,240 円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

<追納に関する注意事項>

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受け取ることができる方は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、申し込みが必要です。

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。
(郵送による提出も可能です)

・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

追納のご相談は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。